○九州地方整備局告示第百三十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年六月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年六月三十日　九州地方整備局長　小平田浩司

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　三十四号

(三) 道路の区域

区間	後変別更前	敷地の幅員	延長
嬉野市塩田町大字大草野字石丸田丙二番三から同番三まで	後前	一一三・六メートル 三〇・六〇	一一二・八キロメートル 四一・一

(四) 図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局佐賀国道事務所

○九州地方整備局告示第百四十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年六月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年六月三十日　九州地方整備局長　小平田浩司

三　路線名　十四号

供用を開始する区間	図面縦覧場所
嬉野市塩田町大字大草野字丸田丙二番三から同市塩田町大字多々良字六石四番一まで	賀国道事務所及び同局佐

供用開始の期日　平成二十九年六月三十日

○北海道開発局告示第百二十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年六月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年六月三十日　北海道開発局長　今出人

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二百三十九号

(三) 道路の区域

区間	後変別更前	敷地の幅員	延長	備考
北海道上川郡下川町上名寄一八四番一から同町上名寄二〇番八まで	後前 B A	二二四・〇〇メートル 四四〇・〇〇 〇 二二四・〇〇メートル 四四八・〇〇 〇	〇・〇キロメートル 五五・五 一	うち関上記A及びB地図の面区分表は、いずれも°数係る

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局旭川開発建設部

官　庁　報　告

官　庁　事　項

水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本方針の変更及び公表について

沿岸漁場整備開発法（昭和49年法律第49号）第７条第１項及び沿岸漁場整備開発法施行令（昭和51年政令第51号）第１条の規定に基づき、平成33年度を目標年度とする水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本方針（平成27年３月31日公表）の一部を次のように変更したので、同法第７条第２項において準用する同法第６条第４項の規定に基づき公表する。

平成29年６月30日　農林水産大臣　山本　有二

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
平成27年３月31日 改正　平成29年　月　日 水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本方針	平成27年３月31日 水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本方針
（沿岸漁場整備開発法（昭和49年法律第49号）第６条第１項の規定により、平成27年度から平成33年度までの水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本方針を次のように定める。）	（沿岸漁場整備開発法（昭和49年法律第49号）第６条第１項の規定により、平成27年度から平成33年度までの水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本方針を次のように定める。）
栽培漁業の発展の礎となった社団法人「瀬戸内海栽培漁業協会」が昭和38年に設立されてから、およそ半世紀が経過した。その間、栽培漁業の技術は着実に進歩し、現在、沿岸漁業の対象となる多様な魚介類の種苗放流が行われている。	栽培漁業の発展の礎となった社団法人「瀬戸内海栽培漁業協会」が昭和38年に設立されてから、およそ半世紀が経過した。その間、栽培漁業の技術は着実に進歩し、現在、沿岸漁業の対象となる多様な魚介類の種苗放流が行われている。
水産基本計画（平成29年４月28日閣議決定）においては、我が国周辺の豊かな水産資源を持続可能な形でフルに活用することによって、国民に対して水産物を安定的に供給していくため、資源管理の高度化等により水産業の生産性向上と所得の増大を達成すべきこと が定められた。	水産基本計画（平成24年３月23日閣議決定）においては、我が国周辺の「身近な自然の恵み」が十分に活用されるようにしていくために、平成23年度に導入された資源管理指針と資源管理計画に基づく新たな資源管理体制の下で資源管理やつくり育てる漁業に取り組み、長期的な漁獲の安定と増大を図るべきこ とが定められた。
栽培漁業に関しては、⑴種苗放流による資源造成の推進、⑵対象種の重点化等による効率的かつ効果的な栽培漁業の推進について定められたところであり、このような水産基本計画の規定及び現行の水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本方針の下、栽培漁業に関する施策を実施することとされている。	栽培漁業に関しては、⑴種苗放流尾数が減少傾向にある広域種について、関係都道府県の連携による放流推進を図るための海域栽培漁業推進協議会（以下「海域協議会」という。）における連携調整の推進、⑵成長した放流種苗を全て漁獲するのではなく、親魚を獲り残し、その親魚が卵を産むことにより再生産を確保する「資源造成型栽培漁業」の取組の推